

会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本ターンアラウンド・マネジメント協会（以下、「協会」という）の定款（以下「定款」という）に定められた事項のほか、協会の会員（以下、「会員という」）に関し必要な事項を定める。

(会員の権利)

第2条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 協会が主催するセミナー等各種行事へ優先的に参加できる。
- (2) 一般社団法人日本ターンアラウンド・マネジメント協会の会報誌の配布を受けることができる。
- (3) その他関連資料の配布等を受けることができる。

(会員の義務)

第3条 会員は、登録料および年会費等を納入しなければならない。

- 2 会員は、この規則のほか、法令、定款、倫理規定および理事会の定めるその他の規程・細則等を順守しなければならない。

(会員の種別)

第4条 会員は、次の3種とする。

- (1) 名誉会員 事業再生のため多大な貢献・功績のあった者から、理事会の承認決議を経て理事長が推薦した個人
- (2) 正会員
 - ① 当法人が認定した認定事業再生士（CTP）および事業再生士補（ATP）たる個人
 - ② 当法人が認めた個人
- (3) 賛助会員 協会の目的および事業に賛同する団体

(資格名称の使用)

第5条 正会員のうち協会が認定した個人は、次の資格名称を使用することができる。

ただし第16条に規定する休会申請書を提出した者または第19条に規定する登録を消除された者は、第20条に規定する規定する再登録の申請が受理されるまでは資格名称を使用できない。

- (1) 協会が認定した認定事業再生士 認定事業再生士（CTP）
- (2) 協会が認定した事業再生士補 事業再生士補（ATP）
- 2 賛助会員のうち協会が教育機関として認定した団体は、認定教育機関の資格名称を使用することができる。

(登録料および年会費等)

第6条 会員は、その種類に従い、次の登録料および年会費等(税別)を納入しなければならない。なお、初回の年会費については別途定めるものとし、名誉会員については、登録料および年会費は免除とする。

(1)	正会員	登録料	年会費
	認定事業再生士 (CTP)	10,000円	40,000円
	事業再生士補 (ATP)	5,000円	5,000円
	一般会員 (当法人の認めた個人)	0円	15,000円
	米国 (TMA) への登録を希望する場合は、登録料として別途20,000円を支払う。		
(2)	賛助会員	登録料	年会費
	法人会員	0円	100,000円
	認定教育機関	300,000円	100,000円

(正会員登録の条件)

第7条

- (1) 正会員のうち認定事業再生士 (CTP) 登録の条件は、協会が実施する認定試験において、全ての科目に合格し、かつ、資格審査において実務経験および職業倫理を有すると認められること。
- (2) 正会員のうち事業再生士補 (ATP) 登録の条件は、協会が実施する認定試験において、すべての科目に合格すること。
- (3) 当法人の理事会が承認した個人。

(登録の申請)

第8条 登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、入会登録申請書および協会の定める倫理規定に同意する書面に署名し、協会に提出しなければならない。

(登録の実施)

第9条 前条の申請があったときは、協会は当該申請書および倫理規定に同意する書面に基づき、正会員登録簿に登録し、認定事業再生士 (CTP) および事業再生士補 (ATP) にはそれぞれ認定証を発行する。

(登録の拒否)

第10条 協会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 成年被後見人または被保佐人
- (2) 破産者であって復権を得ない者
- (3) 禁固以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、また執行を受けることがで

きなくなった日から3年を経過しない者

- (4) 国家議員法、国家公務員法または地方公務員法の規定により懲戒免職処分を受けた者であって、その処分を受けた日から3年を経過しない者
- (5) 弁理士法、公認会計士法、弁護士法、税理士法または技術士法の規定により登録の抹消、取消しもしくは消除の処分（本人に登録を存続させる意思がないと認められることまたは本人が当該業務を廃止したことを理由とするものを除く。）を受け、または業務を禁止された者であって、その処分を受けた日から3年を経過しない者
- (6) 正当な理由がなく、認定事業再生士（CTP）または事業再生士補（ATP）の業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密を漏らし、または盗用した者であって、その行為をしたと認められる日から3年を経過しない者
- (7) 全各号に掲げられるもののほか、認定事業再生士（CTP）または事業再生士補（ATP）の信用を傷つけるような行為をした者であって、その行為をしたと認められる日から3年を経過しない者
- (8) 次項の規定により登録の取消し処分を受けた者であって、その処分を受けた日から3年を経過しない者
- (10) 反社会的勢力の構成員であることが分かったときまたは反社会的勢力と取引関係を持ったことが判明したとき

（登録の取消し）

第11条 協会は、正会員が前条各号（第8号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときまたは不正の手段により登録を受けたことが判明したとき、あるいは第5条に規定する資格名称を不正に使用したときは、その登録を取り消すものとし、理由を付して、登録を取消した旨を取消し処分を受けた者に通知しなければならない。

（登録事項）

第12条 登録すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所または連絡可能な住所地
- (3) 勤務地および勤務先
- (4) 登録番号および登録年月日
- (5) 第16条に規定する休止の申請年月日および第17条に規定する再開の申請の申請年月日

（登録の有効期間）

第13条 正会員の登録の有効期限は、毎年、1月1日から12月31日までとする。ただし、初回の登録の際には登録日から12月31日までとする。

（更新登録）

第14条 前条の登録の有効期間満了の後引き続き登録を受けようとする者は、次条に規定する

有効期間の更新の登録（以下「更新登録」という。）の要件を満たさなければならない。

- 2 第7条から前条までの規定は、更新登録について準用する。この場合において、第12条中「登録番号および登録年月日」とあるのは、「登録番号および更新年月日」とする。

（更新登録の要件）

- 第15条 更新登録の要件は、第13条に定める登録の有効期間満了の日までに、協会が定める継続研修規程に基づく継続研修プログラムにおいて、認定事業再生士（CTP）は原則として20単位以上を取得することとし、資格審査委員会で定めるところに従うものとする。

（更新登録の特例）

- 第16条 正会員が、企業再生および事業再生の業務に従事することを休止する旨の申請を行う場合は、登録の有効期限が満了する日までに、休止申請書を協会に提出するものとする。

- 第17条 前条の規定により休止申請書を提出した者は、再開の申請を行うことができる。

- 2 再開の申請を行おうとする者は、再開の申請を行う日前1年以内に、協会が定める継続研修規程に基づく継続研修プログラムにおいて、認定事業再生士（CTP）は原則として20単位以上を取得しなければならない。

（登録の変更）

- 第18条 正会員は、第12条第2号および第3号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、協会へ届けなければならない。

（登録の削除）

- 第19条 協会は、正会員が次の各号いずれかに該当するに至ったときは、登録を削除するものとする。

- (1) 第11条の規定により登録を取消されたとき。
 - (2) 登録の有効期限が満了し、かつ第14条第2項において準用する第8条に規定する登録の申請をしなかったとき。
 - (3) 登録の削除の申請があったとき。
- 2 前項第3号の登録の削除の申請は、登録削除申請書を協会に提出することにより行う。

（登録の削除を受けた正会員の再登録）

- 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、再登録の申請を行うことができる。

- (1) 前条第1項第1号の規定により登録を抹消された者であって、当該登録を削除された日から3年以内に第14条に規定する要件を満たした者
- (2) 前条第1項第2号の規定により登録を削除された者であって、前回の登録に係る登録の有効期限の満了の日までに第15条に規定する要件を満たし、かつ登録を削除された日から1年を超えない者

- 2 第8条から第13条までの規定は、前項の再登録の申請について準用する。この場合において、第12条中「登録番号および登録年月日」とあるのは、「登録番号および再登録の年月日」とする。
- 3 第1項第2号に該当する者に係る第15条の規定の適用については、第15条中「更新登録の要件」とあるのは「再登録の要件」と、「更新登録の申請の日」とあるのは「前回の登録に係る登録の有効期間の満了の日」とする。

(認定教育機関)

- 第21条 賛助会員は、理事会が定める認定教育機関の要件を満たした場合、本規則第6条に規定された登録料および年会費を納入することにより、認定教育機関として登録することができる。
- 2 認定教育機関として登録した賛助会員は、事業再生士補（ATP）資格試験のための教育研修を実施することができる。

(その他の規程および規則)

- 第22条 倫理規定、試験規則および継続研修規程は、別途定める。

(規則の変更)

- 第23条 この規則は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規則は、平成30年1月1日から適用する。